(趣旨)

第1条 市長は、婚姻による新生活に係る費用の一部を支援することで、婚姻に伴う経済 的不安を解消するとともに、地域における少子化対策を推進するため、新規に婚姻した 世帯に対し、予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則(昭和46年規則第6 号以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、令和6年度四街道市結婚新生活応援 事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月14日までの間に婚姻届を提出し、 受理された夫婦の世帯をいう。
 - (2) 住宅費用 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として新たに取得又は賃借した 住宅であって、取得又は賃借する際に要した費用で、住宅の購入費、賃料、敷金、礼 金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。
 - (3) 引越費用 前号の住宅に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
 - (4) 住宅のリフォーム費用 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した住宅のリフォームであって、住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用については除く。
 - (5) 継続世帯 令和5年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付要綱に基づく住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用に対する補助を受給した世帯で、その受給額が、1世帯当たりの補助上限額に達しなかった世帯をいう。

(補助対象世帯)

- 第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯(以下「補助対象新婚世帯」という。)は、 次の各号の要件を全て満たす世帯とする。
 - (1) 夫婦ともに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (2) 住民基本台帳に記録されている住所が住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用に係る住宅の所在地であること。
 - (3) 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの夫婦の所得を合算した額(以下「新婚世帯所得額」という。)が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、交付申請時において貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修

学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの夫婦の双方又は一方の貸与型 奨学金の返済額を新婚世帯所得額から控除して得た額が500万円未満であること。

- (4) 婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- (5) 本補助金の申請日から2年以上継続して本市に居住する意思があること。
- (6) 夫婦ともに市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)を滞納していないこと。
- (7) 他の公的制度による住宅に関する補助を受けていないこと。
- (8) 補助対象世帯に四街道市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第2号に 規定する暴力団員を含まないこと。
- (9) 内閣府及び四街道市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。
- (10) 過去に地域少子化対策重点推進交付金のうち結婚新生活支援事業又は結婚新生活支援事業費補助金に基づく補助金の交付(本市以外の地方公共団体による交付も含む) を受けていないこと。
- 2 補助金の交付の対象となる継続世帯(以下「補助対象継続世帯」という。)は、次の 各号の要件を全て満たす世帯とする。
 - (1) 夫婦ともに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (2) 住民基本台帳に記録されている住所が住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用に係る住宅の所在地であること。
 - (3) 夫婦ともに市税等を滞納していないこと。
 - (4) 他の公的制度による住宅に関する補助を受けていないこと。
 - (5) 補助対象世帯に四街道市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第2号に 規定する暴力団員を含まないこと。
 - (6) 内閣府及び四街道市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。 (補助金の額)
- 第4条 補助対象新婚世帯に対する補助金の額は、住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用を合算した額とし、上限額は、次の各号に定める額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯にあっては60万円とする。
 - (2) 前号以外の世帯にあっては30万円とする。
- 2 補助対象継続世帯に対する補助金の額は、住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム 費用を合算した額とし、上限額は、次の各号に定める額とする。ただし、算出された額 に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯にあっては60万円から令和5年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付要綱に基づく受給額を差し引いて得た額

とする。

- (2) 前号以外の世帯にあっては30万円から令和5年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付要綱に基づく受給額を差し引いて得た額とする。
- 3 住宅費用、引越費用及び住宅のリフォーム費用の補助に当たっては、令和6年4月1日から令和7年3月14日までの間に支払った費用を対象とする。ただし、賃料については、勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合は、当該手当分を補助対象外とする。

(交付申請)

- 第5条 補助対象新婚世帯に対する補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 婚姻を証明する書類(戸籍謄本又は婚姻届受理証明書)
 - (2) 世帯全員の住民票の写し(個人番号の記載のないもの)
 - (3) 新婚世帯の総所得を証明する書類
 - (4) 新婚世帯に市税等の滞納がないことを確認できる書類
 - (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る)
 - (6) 住宅の売買契約書又は請負契約書の写し及び住宅費用を支払ったことがわかる書類 の写し(住宅を取得した場合に限る)
 - (7) 住宅の賃貸借契約書の写し及び住宅費用を支払ったことがわかる書類の写し(住宅を賃借している場合に限る)
 - (8) 新婚世帯の住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅を賃借している場合に限る)
 - (9) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用を要した場合に限る)
 - (10) 住宅のリフォーム費用に係る工事請負契約書又は請書の写し及び住宅のリフォーム 費用を支払ったことがわかる書類の写し(住宅のリフォーム費用を要した場合に限 る)
 - (11) 同意書兼誓約書(様式第3号)
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象継続世帯に対する補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付申請書(様式第1号) に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。+
 - (1) 世帯全員の住民票の写し(個人番号の記載のないもの)
 - (2) 継続世帯に市税等の滞納がないことを確認できる書類
 - (3) 住宅の売買契約書又は請負契約書の写し及び住宅費用を支払ったことがわかる書類 の写し(令和5年度結婚新生活応援事業補助金で交付決定を受けた補助対象の住宅よ り転居等により新たに住宅を取得した場合に限る)

- (4) 住宅の賃借契約書の写し及び住宅費用を支払ったことがわかる書類の写し(令和5年度結婚新生活応援事業補助金で交付決定を受けた補助対象の住宅より転居等により新たに住宅を賃借した場合に限る)
- (5) 継続世帯の住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅を賃借している場合に限る)
- (6) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用を要した場合に限る)
- (7) 住宅のリフォーム費用に係る工事請負契約書又は請書の写し及び住宅のリフォーム 費用を支払ったことがわかる書類の写し(住宅のリフォーム費用を要した場合に限 る)
- (8) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項及び第2項の規定による申請書の提出は、令和6年6月3日から令和7年3月 14日までの間に行うものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付決定・却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び確定通知の特例)

- 第7条 規則第12条に規定する実績報告については、第5条に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。
- 2 規則第13条に規定する確定通知については、前条に規定する交付決定通知書をもって当該確定通知があったものとみなす。

(交付請求)

第8条 第6条の規定による交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)が補助金の 交付請求をしようとするときは、令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付請 求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付 決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) この要綱に定める補助金の交付の要件を欠くに至ったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、令和6年度四街道市 結婚新生活応援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により受給者に通知する ものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に 補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。 2 前項の返還命令は、令和6年度四街道市結婚新生活応援事業補助金返還命令書(様式 第7号)により行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。